

役員等報酬手当等に関する規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人紀三福社会（以下「法人」という。）の役員等の報酬手当、慶弔金及び費用弁償について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、法人の評議員、理事、監事をいう。

- 2 役員は常勤役員等と非常勤役員等とする。
- 3 常勤とは常勤職員と同じくまたは常勤職員として勤務している役員のことを指す。

第2章 報 酬 等

(報酬手当)

第3条 役員等の報酬手当については、勤務実態に即して支給することとし、役員等の地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員等が評議員会、理事会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次のとおり日当を支給する。

(1) 評議員

1日 10,000円（源泉徴収後の額）

(2) 理事、監事

1日 10,000円（源泉徴収後の額）

- 3 領収書をもって、その都度現金で支払う。

(交通費)

第4条 評議員会・理事会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、役員等の住居地が、和歌山県内は5,000円、和歌山県外は7,000円を支払う。

- 2 領収書をもって、その都度現金で支払う。

(費用弁償)

第5条 評議員会・理事会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

第3章 慶 弔

(慶弔金・香華料)

第6条 役員等又は役員等の親族が死亡したときは、職員の基準に準ずるものとする。

第4章 退 職 金

(退職金)

第7条 常勤役員等に対して、退職した場合、または役掌が大きく変更し、日常業務に関与しなくなったときに、その在任期間中の功労に報いるために、評議金の承認に基づき退職金を支給するものとする。

(基準額の計算)

第8条 退職金の支給額は、次の各号をそれぞれ乗じた額以内とする。

- (1) 退職時最終支給総額または常勤時の最高報酬月額
- (2) 役員在任年数
- (3) 2倍

(在任期間)

第9条 役員在任年数は、就任の月から起算し、死亡または退任の月までとする。

- 2 役員在任年数の計算において、1年未満は月割計算とする。

(退職金の不支給・減額)

第10条 次の各号の一に該当する者については、退職金を支給しない。但し、事情により算出した退職金の支給額を減額することができる。

- (1) 法令違反、重大なる過失または故意による行為で法人に著しい損害を与え退職をしたとき。
- (2) 刑事事件に関し有罪の判決を受けたとき。
- (3) 定款の規定に基づき、役員等を解任されたとき。
- (4) 退職後、または支給日までの間において在職中の行為につき解任に相当する事由が発見されたとき。

- 2 退職金の支給後1年以内に前項に規定する事由が発見された場合は、支給した退職金の返還を求めることができる。

(使用人兼務役員の取扱い)

第11条 この規程により支給する退職金には、使用人兼務役員に対し職員として支給する退職金は含まないものとする。

第5章 附 則

(改正)

第12条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人紀三福社会評議委員会の議決により行うものとする。

(附則)

この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

この規程は、令和 4年 7月 1日より施行する。